

第72回本試験 出題論点一覧 (消費税法)

問題番号			出題された論点	難易度
第一問	問1	(1)	特定課税仕入れの意義	◎
			特定課税仕入れに係る対価の返還等の意義	◎
			特定課税仕入れに係る支払対価の額の意義	○
			内容と要件	◎
			相続、合併又は分割があった場合	○
	(2)		価格の表示	△
			判定・イ	○
			判定・ロ	○
			判定・ハ	△
			判定・ニ	×
	問2		(1)について	○
			(2)について	◎
			(3)について	◎
			(4)について	◎
			(5)について	○
第二問	問1		【納税義務】前々課税期間 基準期間 特定期間 期首資本金 特定要件	◎
			【納税義務】前々課税期間 相当期間a	△
			【納税義務】前々課税期間 相当期間c	△
			【納税義務】前課税期間 分割等 納税義務なし	×
			【納税義務】前課税期間 分割等 納税義務あり	×
			【納税義務】当課税期間 基準期間	△
			【納税義務】当課税期間 特定期間	×
			【納税義務】当課税期間 分割等	×
			【課税標準額】店舗A店内飲食 売上値引控除	○
			【課税標準額】店内飲食持帰	◎
			【課税標準額】店舗B店内飲食	◎
			【課税標準額】特定課税仕入れ	◎
			【課税標準額】デリバリー販売 軽減税率	◎
			【課税売上割合】A銀行社債 非課税資産の輸出	◎
			【控除対象仕入税額】課税資産の譲渡等により要するもの 冷蔵ケースリース料	○
			【控除対象仕入税額】課税資産の譲渡等により要するもの 店舗決済システム利用料	○
			【控除対象仕入税額】課税資産の譲渡等により要するもの 店舗配信利用料	△
			【控除対象仕入税額】課税資産の譲渡等により要するもの 軽減税率適用税額	○
			【控除対象仕入税額】課税資産の譲渡等により要するもの 仕入返還等の税額	◎
			【控除対象仕入税額】課税資産の譲渡等により要するもの 仕入返還等 軽減税率適用税額	○
			【控除対象仕入税額】課税資産の譲渡等により要するもの 引取還付	◎
			【控除対象仕入税額】その他の資産の譲渡等により要するものの合計額	○
			【控除対象仕入税額】共通して要するもの 接待交際費(カタログギフト・渡切交際費・慶弔費)	○
			【控除対象仕入税額】共通して要するもの PC複合機 リース料	○
			【控除対象仕入税額】一括比例配分方式	△

		【調整対象固定資産】判定	×
		【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】標準税率	○
問2		【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】軽減税率	◎
		【中間納付税額】	◎
		【納付税額】	×
		【納税義務】区分欄及び金額	◎
		【簡易課税判定】区分欄及び金額	○
		【課税標準額】簡易課税 第一種 事業者パン切り包丁	◎
		【課税標準額】簡易課税 第一種 軽減税率 事業者ジャム・バター	◎
		【課税標準額】簡易課税 第二種 消費者パン切り包丁	◎
		【課税標準額】簡易課税 第二種 軽減税率	◎
		【課税標準額】簡易課税 第三種 軽減税率	◎
		【課税標準額】簡易課税 第四種 標準税率	◎
		【課税標準額】簡易課税 第六種 標準税率	◎
		【貸倒回収】	◎
		【控除対象仕入税額】基礎税額 計算パターン	△
		【控除対象仕入税額】仕入税額 原則	△
		【控除対象仕入税額】仕入税額 特例 特定二事業 第二種と第三種 判定	△
		【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】	◎
		【貸倒れに係る消費税額】	◎
		【納付税額】	×

難易度の「◎」は出来なければいけない部分
 「○」は出来てほしい部分
 「△」は出来なくても仕方がない部分
 「×」は出来なくてもよい部分を示す